

電波監理審議会（第958回）議事要旨

1 日 時

平成22年9月8日（水）15：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

原島 博（会長）、小舘 香椎子（会長代理）、松崎 陽子、山田 攝子、山本 隆司

(2) 電波監理審議会審理官

中道 正仁

(3) 幹事

高橋 重行（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長、田中情報流通行政局長、稲田大臣官房審議官 他

4 議 事 模 様

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案について

（22.7.14諮問第27号）

マイクロ波帯を使用した通信用途のUWB（超広帯域）無線システムに係る標記省令案について、意見の聴取の手續を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第477回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(2) 認定放送持株会社の認定について

（諮問第32号）

株式会社テレビ東京、株式会社BSジャパン及びテレビ東京ブロードバンド株式会社の認定放送持株会社の認定申請について、総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

認定放送持株会社制度とは、平成20年4月に導入されたものであり、放送事業者を複数所有することは原則禁止されているが、総務大臣の認定を受けることにより、マスメディア集中

排除原則の緩和、外資規制の直接適用、認定放送持株会社への出資の制限といった法的効果が発生する。

本件は、株式会社テレビ東京、株式会社BSジャパン及びテレビ東京ブロードバンド株式会社から認定放送持株会社認定の申請があったものであり、3社の株式を移転する形でテレビ東京ホールディングスの設立を本年10月1日に予定しているものである。

本申請について、放送法等に基づき審査した結果、適当と認められることから、認定することとしたいとするものである。

**(3) 207. 5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する
計画の認定について (諮問第31号)**

要件審査については両申請者（株式会社マルチメディア放送及びメディアフロンティアジャパン企画株式会社）ともに審査基準を満たしていることを確認した上で、比較審査について、両者の開設計画を比較審査基準項目毎に審議し、答申書の主文及び理由について審議した。

審議の結果、株式会社マルチメディア放送の開設計画の申請の方が比較審査基準への適合の度合いが高いと認められる旨答申した。

(4) その他

平成21年度一般放送事業者の収支状況について、総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)